## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	<u>(</u>	 収	受印 \																		(1/	<b>/2]</b>
令和	П	年	月	B	申	住所 (法/ 本/ 主た	又 に 人 の 店 る 事	場 合 又 事. 務	所)は	(法人の	1 — 5 <sup>*</sup> 場合のみな <b>佐伯区</b>	表されま					082		942		318	.1 )
						納	リ オ 税	i + )	(	_	1 — 5 <sup>-</sup> 佐伯区		2丁[						<u> </u>			
	ま (フリガナ							i ナ )	‡ ⊗	(電話番号 082 - 942 - 3181 ) <b>キ</b> ルラ マコト ⊗									1 )			
						氏名				木原	誠											
					者	( ) ( 法 ) 代 表	人の															
_	廿日	市	税務	署長殿	L Z				号													
公表 1 2 な	さ 申 法 お	ま者(上	ト。 S 氏名 人格の 己1及	又は名 ない社 び2の	称 団等る ほか、	事項( <b>②</b> を除く。 登録る て公表し	)にま 号及で	かって! ド登録 <sup>生</sup>	は、本 F月日	店又に が公才	は主た <i>る</i> 長されま	事務月	「の所	在地								- ジで
(	平成 ※	28 当 i	年法? 该申言	津第15 青書は	号) 、所 <sup>2</sup>	求書発 第5条   得税法   日以前	の規定等の-	さによ 一部を	る改造	正後の	り消費	脱法第	57条	Ø 2	第 2 3	項の	規定	によ	り申	請し	ます	r.
						期間の当和 5 年1	10月1	日に生	登録さ	されま	す。											
事	業		者	X	分	※ 次第	医「登銀	录要件の	☑ ☑ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	課移欄を制	いて、記 名事業者 記載して ださい	者 くださ	い。ま	きた、負	□ 危税事	免移 業者(	記事業 こ該当	者 する!	場合に			
判合こなか	により 令和: 申請書	り 5 年 と	税事   6月3    提出す   につき	(特定) 業者と 30日) ること を困難;	なまがで まがで す情																	
税	理		士	署	名	T1/ TEN		長谷	川会	計					(電話者	番号	082	_	272	_	586	i8 )
<b>※</b> 税	整理番号					部門 番号		申請	青年丿	月日		年	月	日	通	信	年	村 月	F	刊 確 引 認		
務署処理	入;	力	処 理		年	月	日	番号確認			身元確認	口沒口未		確認 書類	個人番その他		-ド/通	知力一	ド・運輸	医免許		

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

					氏名又	は名称	木原	誠					
	該当する事業者	fの区分に	芯じ、□に	レ印を作	けし記載し	してくださ	źΛ,°						
免税	□ 令和5年10 (平成28年法 ※ 登録開	:律第15号		4条第4	1項の規	定の適用	を受	けよう	うとする	る事業	套者	トる法律	
事	個人	番号											
業	来	日(個					法人	事業	年 度	1	月		
者	内日	は設立 (法人)		年	月	日	のみ記載		本 金	至	月	日 円	
の	等事業	内 容											
確	課税期間の初日 □ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け												
認	ようとする事	業者						令和	年	Ē	月	日	
登録要	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ												
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。												
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して												
参													
考													
事													
項													